

令和 5（2023）年度東北大学大学院法学研究科
博士課程前期 2 年の課程入学試験（4 月入学）学生募集要項
（ 一 般 選 抜 ）

東北大学大学院法学研究科・法政理論研究専攻（研究大学院）は、法学・政治学のあらゆる分野にわたる学術研究を担う部門であり、2つの専門職大学院（法科大学院及び公共政策大学院）を含む3つの大学院で構成される東北大学法学研究科全体の中では、「知的先端拠点」と位置づけられるものです。

東北大学大学院法学研究科では、教育研究に従事するにあたっての基本理念として伝統的に「研究第一」を掲げてきましたが、不断に高度化し複雑化する現代社会では、日々新たにさまざまな法的・政治的問題が生じており、「研究」の意義と役割もまた絶えず変化しています。研究大学院の目的は、現代社会の諸問題に対し、理論的観点からの研究を行うこと、さらにその成果を踏まえて、理論的研究と法律実務・政策実務との接点に位置する法科大学院及び公共政策大学院に、新たな知見を提供することにあります。

以上のような目的に照らして、法政理論研究専攻（研究大学院）の博士課程前期 2 年の課程では、次のような人々の入学を期待しています。

- 法学・政治学に関する基礎知識を有し、さらに高度な課題に対する専門的関心を持って先端的な学問の修得を志す人
- 法学・政治学に関する幅広い識見を基礎としながら、各専門分野において国際的に活躍する学術研究者を志す人
- 研究生活を通じて培った学問的洞察力を、より良き社会の実現のために活用する実務家を志す人

1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻

一般選抜（4 月入学）・特別選抜（4 月入学・10 月入学）・JDS 特別選抜（10 月入学） 合わせて 10 名

2. 出 願 資 格

博士課程前期 2 年の課程の入学試験に出願できるのは、次のいずれかの該当者又は令和 5 年 3 月までの該当見込み者です。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号参照）
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により他の大学の大学院に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) その他本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

で、令和5年3月末までに、22歳に達するもの

- 備考1. 本専攻は、「大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」に関する出願資格は、適用しません。
- 備考2. 出願資格(6), (9)又は(10)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、令和4年8月26日（金）までに法学研究科教務係に申し出てください。

3. 出 願 手 続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続きをしてください。

受付時間は、平日の午前8時45分より午後0時45分まで及び午後1時45分より午後4時45分までとします。

なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

(1) 受付期間

令和4年9月14日（水）から9月21日（水）まで

(2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係へ提出してください。

募集要項及び出願書類の様式は東北大学大学院法学研究科ウェブサイト

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/>) からダウンロードしてください。

ダウンロードがうまくいかない場合は、法学研究科教務係までご連絡ください。

提 出 書 類		摘 要
①	入 学 願 書 及 び 履 歴 書	本研究科所定用紙
②	受 験 票 及 び 写 真 票	本研究科所定用紙
③	成 績 証 明 書	出身大学（学部）長の発行する成績証明書 注1を参照してください。
④	研 究 計 画 書 4 部 （原本 1 部，コピー3 部）	入学を志望する理由，入学後の研究計画，及び，博士課程前期 2 年の課程修了後の進路等を 1,000 字程度の日本語で記したもの（A4 判） 表紙に氏名と研究題目を明記してください。
⑤	語学能力試験の成績証明書 （写し）	受付期間最終日から過去 2 年以内に受験した母国語以外の語学能力試験（外国人留学生については日本語能力試験を含む）のスコアを証明する書類の写しを提出してください。提出可能な試験の種類については、(3)語学能力試験の成績証明書を参照してください。証明書類については出願時に写しを提出してください。また、口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。例外として、受験及び証明書類の取得が間に合わない場合には、出願時にその旨の申告書類（様式自由）を提出することにより、口述試験時まで提出期限を延長することを認めます。この場合には、口述試験時に原本と写しの両方をご持参ください。
⑥	卒業（見込）証明書又は学位授与（申請（予定））証明書	出身大学（学部）長の発行する卒業（見込）証明書 大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者は、同機構が発行する「学士の学位授与証明書」を提出してください。また、同機構に学士の学位授与申請をする予定の者は、短期大学又は高等専門学校長が発行する「学位授与申請（予定）証明書」を提出してください。 注1を参照してください。
⑦	検 定 料 30,000 円を 9 月 20 日（火）までに指定金融機関にお支払いの上、「検定料納付確認書」（本	検定料は、ATM（金融機関，コンビニエンスストア）やインターネットバンキング等をご利用の上，下記により納入してください。 金 額： 30,000 円 納入期限： 9 月 20 日（火）【期限厳守】 銀 行： 三菱UFJ銀行 銀行コード：0005

	研究科所定用紙)を提出してください。	支 店： わかたけ支店 支店コード：809 預金種別： 普通 口座番号： 2259042 口座名義： 国立大学法人東北大学 カ ナ： ダイトホクダガク ※ 振込依頼人名は、次のとおり登録してください。 「JMM1 ○○ ○○ (受験者本人のカナ氏名)」 ※ 振込手数料は、本人負担となります。 ただし、国費外国人留学生及び風水害等の災害により検定料の免除申請をする者は、不要です。 災害の被災者に対する入学検定料の免除については、次のウェブサイトをご参照ください。 http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/
⑧	住 民 票	日本に在留している外国人で入学を志望する者（在留期間が90日を超えない者を除く。）のみ。市区町村長が発行したものを提出してください。
⑨	受験票送付用封筒（長3）	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、344円分の切手を貼ったもの
⑩	選考結果通知用宛名ラベル	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの
⑪	そ の 他	必要に応じ、本研究科が指定する書類の提出を求めることがあります。 注2を参照してください。

注1：本学法学部を卒業した者及び令和5年3月卒業見込みの者は、③及び⑥の書類は提出不要です。

注2：受験及び修学上の配慮を必要とする入学志願者のための相談を行っていますので、相談を希望する方は、次の事項を記載した申出書（様式任意）を提出してください。

なお、申出書の提出を理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

＊ 相談の期限：原則として令和4年8月26日（金）まで

＊ 申出書に記載する内容

① 志願者の氏名、住所（連絡先電話番号も記載）、② 出身大学等、③ 受験上の配慮を希望する事項、④ 修学上の配慮を希望する事項、⑤ これまで認められたことのある配慮の内容、⑥ 日常生活の状況、⑦ その他参考となる資料（現に治療中の者は、医師の診断書を添付）

＊ 提出先：法学研究科教務係

(3) 語学能力試験の成績証明書

語学能力試験の成績証明書として、下記いずれかの試験のうち、受付期間最終日から過去2年以内に受験した母国語以外の語学能力試験の成績証明書の写しを1種類のみ提出してください。口述試験時には原本の確認を行いますので、ご持参ください。なお、下記に記載されたもの以外の試験による証明書は使用することができません。

英語 注1, 注2, 注3	TOEFL iBT®, TOEFL® PBT, TOEFL ITP®, IELTS
ドイツ語	Goethe-Zertifikat B1, B2, C1, C2, TestDaF
フランス語	DELFB1, B2, DALF C1, C2
中国語	HSK 3級, 4級, 5級, 6級
韓国語	TOPIK II 3級, 4級, 5級, 6級
スペイン語	DELE B1, B2, C1, C2
日本語 注4	JLPT N1 注5

注1：Test Taker Score Report（受験者用控えスコアレポート）の写しを提出してください。

注2：TOEFL iBTテストにおいてTest Dateスコアのみを出願スコアとして利用します（MyBest™スコアは利用しません）。

注3：TOEFL, TOEFL iBT, TOEFL ITPおよびTOEICはエデュケーション・テスト・サービス（ETS）の登録

商標です。

注4：外国人留学生に限る。

注5：本学で実施する日本語教育プログラム)の受講者は「履修証明書」の提出をもってこれの提出に代えることができる。

4. 選 考 方 法

選考は、第1次選考(筆記試験)と第2次選考(口述試験及び提出書類による書類審査)とに分けて行います。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、その結果と第1次選考の結果を総合して最終合格者を決定します。ただし、外国人留学生に対する選考方法については、別紙を参照してください。

(1) 第1次選考(筆記試験)

ア. 筆記試験

以下に掲げる試験科目の中から、主に研究しようとする科目を1科目と、それ以外の科目を1科目、計2科目を出願の際に選択し、受験してください。ただし、試験科目のうち、憲法と比較憲法を併せて選択することはできません。

なお、試験には、六法を貸与します。

〔試験科目〕

民法、商法、民事訴訟法、倒産法、国際私法、労働法、社会保障法、知的財産法、憲法、比較憲法、行政法、租税法、刑法、刑事訴訟法、刑事政策、国際法、法理学、日本法制史、西洋法制史、英米法、現代政治分析、西洋政治思想史、国際関係論、比較政治学、日本政治外交史、行政学、ヨーロッパ政治史、中国政治論、アジア政治経済論

日 程

令和4年10月12日(水) 午後1時～午後4時

場 所

東北大学大学院法学研究科(法学研究科棟)

イ. 第1次選考合格者発表

令和4年11月18日(金)

午前11時(予定)に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)にて発表します。

なお、同日中に合格者には第1次合格通知書を発送します。

(2) 第2次選考(口述試験及び提出書類による書類審査)

口述試験は、研究計画書を中心に提出書類に基づいて行います。

日 程

令和4年11月28日(月)から12月2日(金)の間

第1次選考合格者発表の後、合格者に詳細を通知します。

注：口述試験について、その日時を変更することがあります。その場合には、あらかじめ該当者にその旨を通知しますので、注意してください。

場 所

東北大学大学院法学研究科(法学研究科棟)

5. 最終合格者発表

令和4年12月23日(金)

午前11時(予定)に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/>)にて発表します。

なお、同日中に合格者には合格通知書を発送します。

6. 入 学 手 続

入学時に必要な手続き書類等は、別途案内します。

(1) 入学手続期間

令和5年3月6日(月)及び7日(火)

入学料がこの期間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

(2) 入学料

入学科 282,000 円 (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

7. 授 業 料

前期分：267,900 円(年額 535,800 円) (予定額)

[納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

8. 長期履修学生制度の適用

本研究科では、職業を有している等の事情(注1)によって、標準修業年限である2年を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者について、審査の上許可する制度(「長期履修制度」)を実施しており、この制度の適用者を「長期履修学生」といいます。

この制度に関する申請方法等につきましては、法学研究科教務係までお問い合わせください。

注1：個人の事情により、標準の修業年限を超えて在学し、学位の取得を希望する次のいずれかに該当する者とします。

- ① 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ② 出産・育児、介護等を行う必要がある者
- ③ その他、本研究科が適当と認める者

9. そ の 他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、書留郵便としてください。
- (2) 出願手続後の書類記載事項の変更、出願の取り下げは認めません。
- (3) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。
- (4) 可否の問い合わせには、一切応じません。
- (5) 法学研究科ウェブサイトにおいて、前年度までの筆記試験問題を閲覧することができます。
- (6) 進路選択等に資することを目的として、教員を紹介することができますので、出願を検討している者は、法学研究科教務係まで積極的にお問い合わせください。なお、本研究科に所属している教員の氏名及び専攻分野については、ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/>)を参照してください。
- (7) 個人情報の取扱いについて
 - ① 本研究科が保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」等の法令及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
 - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係(奨学・授業料免除及び健康管理等)及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

令和4年8月

郵便番号 980-8576
仙台市青葉区川内 27-1
東北大学大学院法学研究科
電話 (022) 795-6175
<http://www.law.tohoku.ac.jp/>